

## 桃井三丁目地区

### 防災公園と良好な住宅市街地の一体的整備

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、改めて都市の防災機能が見直されています。従来、河川敷や民間グラウンドなどに依存していた避難場所を、日常生活圏に近い市街地中心部に確保し、防災機能を充実させることが重要視されるようになりました。

UR都市機構は、大規模工場跡地に区・民間事業者と連携して防災公園と市街地を一体的に整備し、地域の防災機能を強化。また、樹木の保存や公園・プロムナードの整備により、周辺環境と調和・共生したまちづくりをめざしています。



#### 地区の情報

- 所在地： 東京都杉並区
- 区域面積： 約9.1ha（うち防災公園4.0ha）
- 事業手法等： 土地有効利用事業、防災公園街区整備事業、居住環境整備事業
- 事業スケジュール：
  - H12. 12 杉並区からの事業実施要請
  - H13. 3 都市計画決定（都市公園）、杉並区が都市公団（現・UR都市機構）による防災公園整備の直接施行同意
  - H13. 3 公団による土地取得
  - H14～15年度 住宅街区（分譲住宅、民間供給支援型賃貸住宅等）の事業者決定、介護老人保健施設用地の賃貸（定期借地）
  - H16～17年度 民間分譲・賃貸住宅、UR賃貸住宅の入居開始
  - H18. 8 防災公園の都市計画事業承認
  - H23. 3 防災公園の工事完了
  - H23. 4 防災公園の開園

（注）民間供給支援型賃貸住宅事業は、大都市地域の都心部等において、良好な賃貸住宅ストックを形成するため、UR都市機構が基盤整備を行った敷地を活用し、民間事業者の募集を行い、事業者による賃貸住宅の建設・供給を推進する制度です。事業者は敷地を一般定期借地（50年以上）により賃貸します。

#### UR都市機構の役割

##### 地方公共団体と連携したコーディネート

- 公共施設に関する地域の課題をふまえ、周辺市街地の防災性の向上に資する基本計画づくりを区と連携して実施
- マスタープランの作成による一体的かつ多様な都市機能の誘導

##### 大規模土地利用転換により防災公園と市街地の一体的整備

- 防災性の向上に資する基盤整備の実施
- 民間事業者等による住宅、商業、生活支援施設、高齢者支援施設の誘導



[地区上空]

# 桃井三丁目地区



「市街地エリア」+「防災公園予定地」全体配置図

【防災公園エリア】



【市街地エリア】

